

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の更新について

現在お使いの国民健康保険の被保険者証(保険証)の有効期限は、平成30年3月31日までです。

- 3月末に4月1日より使用する保険証または保険証兼高齢受給者証を郵送します。
 - 4月1日時点で70歳未満の方 保険証
 - 4月1日時点で70歳以上の方 保険証兼高齢受給者証
 - これまで70歳から74歳までの方には毎年3月末(4月更新)に保険証、7月末(8月更新)に高齢受給者証を送付していましたが、国保の広域化にともない4月1日からは保険証に高齢受給者証の内容を記載した保険証兼高齢受給者証が交付されます。現在使用している高齢受給者証は使用できなくなりますので4月1日以降、ご自身で破棄してください。
 - (個人情報が多く記載されていますので破棄する際は、ハサミなどで細断してから破棄してください)
 - 新しい保険証または保険証兼高齢受給者証は、世帯の加入者全員分を世帯主宛てに郵送します。
 - 記載内容をご確認ください。
 - 保険証または保険証兼高齢受給者証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかご確認ください。記載内容に相違や不明な点がある場合は、本庁医療保険課へお問い合わせください。
 - 有効期限の過ぎた保険証は使用できません。
 - 有効期限の過ぎた保険証は4月1日以降、ご自身で破棄してください。
 - 国保の広域化にともない、保険証と保険証兼高齢受給者証では有効期限が異なりますのでご注意ください。
- (国保の広域化について)
- 国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。

保険証の方(平成30年4月1日時点で70歳未満の方)

- 保険証の有効期限
 - 新しい保険証の有効期限は平成31年7月31日です。
 - ※今回お送りする保険証の有効期間は、1年4カ月となります。
 - なお、平成31年8月1日更新からは1年間の保険証が発行されます。

有効期限

『平成30年4月の更新→平成30年4月1日から平成31年7月31日まで(1年4カ月証)』

『平成31年8月の更新→平成31年8月1日から平成32年7月31日まで(1年証)』

ただし、次に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

- ・平成31年7月1日までに65歳になる退職者医療制度の該当者
 - 有効期限は誕生日の月末です。
 - (誕生日が各月1日の方は、誕生日の前月の月末)
- ※退職者医療制度該当者の被扶養者の方は該当者と同じ有効期限になります。なお、有効期限が切れる前に一般資格の保険証を郵送します。(手続き不要)
- ・平成31年7月1日までに70歳になる方
 - 有効期限は誕生日の月末です。
 - (誕生日が各月1日の方は、誕生日の前月の月末)
- ※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を郵送します。(手続き不要)

保険証兼高齢受給者証の方(平成30年4月1日時点で70歳以上の方)

- 保険証兼高齢受給者証の有効期限
 - 新しい保険証兼高齢受給者証の有効期限は平成30年7月31日です。
 - ※今回お送りする保険証兼高齢受給者証の有効期間は、4カ月となります。7月末(8月更新)に新たな保険証兼高齢受給者証を郵送いたします。
 - なお、平成30年8月1日更新からは1年間の保険証兼高齢受給者証が発行されます。

有効期限

『平成30年4月の更新→平成30年4月1日から平成30年7月31日まで(4カ月証)』

『平成30年8月の更新→平成30年8月1日から平成31年7月31日まで(1年証)』

ただし、次に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

- ・平成30年7月31日までに75歳になる方
 - 有効期限は誕生日の前日です。
 - ※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。
- 社会保険等ほかの健康保険に加入したときは手続きが必要です。
 - 社会保険等に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。次のものを持参のうえ、本庁医療保険課または各支所で手続きをしてください。
 - ・新しい社会保険等の保険証
 - ・国民健康保険の保険証または保険証兼高齢受給者証
 - ・印鑑(朱肉を使うもの)
 - ・窓口でお手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
 - ・世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)のわかるもの